於:光が丘図書館視聴覚室

図書館長会(平成31年3月)記録

- 1 光が丘図書館長 挨拶(欠席)
- ・管理職の異動内示があり、学校教育支援センター 清水優子所長が4月1日から光が丘図書館長に着任する予定。櫻井参事(現館長)は引き続き教育総務課長を務める。

< 案件 >

2 報告・連絡事項

管理係報告(資料1)

議会・委員会報告等 別添資料のとおり

2月19日の第4回教育委員会定例会にて、4月26日の臨時休館日が決定した。

図書館関係苦情・相談、広聴回答(2月分) 別添資料のとおり

平成31年度図書館各会議日程一覧(修正版) 別添資料のとおり

指定管理者連絡調整会議の4月および2月の開催日程を変更した。(その他は修正なし。)

4月26日(金)臨時休館日の区内交換便運行について 別添資料のとおり

館によっては最長 17 日間も区内交換便が運行休止となるため、担当部署に依頼のうえ、特例的に 4 月 26 日(金)の臨時休館日に区内交換便の運行を予定している。各館には区内交換便の巡回する時間帯に対応をお願いすることになるが、休館日のため職員が出勤しない館もあると思われる。担当部署との調整が終わり次第、各館の対応等について管理係より連絡する。

図書館ビジョン進捗状況調査結果について 別添資料のとおり

平成 30 年 10 月末時点の進捗状況調査結果を取りまとめた。調査結果の公表等については、現在調整中である。今後の対応等については、追って管理係から連絡する。

平成31年度の利用者アンケートおよび利用者懇談会の予定について 記載のとおり

光が丘図書館の利用者懇談会は11月9日(土)に実施する予定。

教科書展示会[学校教育支援センター]の会議室利用について 記載のとおり

今年度と同じ3館で実施される。すでに学校教育支援センターから直接各館と日程調整が行われている。

運営調整係報告

特になし

事業統括係報告

武蔵大学との協定について

(3月18日現在)まだ正式な結論が出ておらず、調整中である。各館でも利用者から問い合わせ等が寄せられているかと思うが、もう少し回答を待ってもらいたい。結論が出次第、早急に各館へ周知する。

平成31年度環境月間に係る関連事業の提案について(環境課から依頼) 別添資料のとおり 各館において環境月間関連事業の実施に協力をお願いする。各館の事業実施予定等は事業統括係で取 りまとめのうえ環境課へ報告する。詳細等は先日送付したメールを確認のこと。 利用カード更新のポスター掲示

平成31年3月31日に利用カードの有効期限切れとなる対象者はおよそ84,000人で、想定よりも更新が進んでいない。手続きの周知のため、各館においてもポスター掲示等による周知をお願いする。 講師紹介 上級教育カウンセラー 伊藤洋子氏 別添資料のとおり

- ・平成30年12月16日(日)に光が丘図書館で実施した講演会「絵本『100万回生きたねこ』の問いかけるもの~子どもの読みに学ぶ~」の講師を依頼した。講演会も盛況で、講師自身も練馬区在住で区立小・中学校の教育カウンセラーを長く務めていた方である。もし各館で講演会等の実施を検討しているならば、ぜひ参考にしてもらいたい。
- ・同事業の事業名および告知媒体にタイトル・書影を使用したため、著作権使用料の支払事務が発生 した。各館でも同様の事業を実施する際は気を付けてほしい。

その他

(人事異動に伴うシステム利用について)

- ・4月1日(月)に新規採用もしくは異動により区立図書館に配属される職員は、4月1日はエルシエロを利用できない。(4月2日からは通常通り利用可能。)なお、区内間異動で勤務する図書館が変更になる場合も、同様に4月1日はエルシエロの利用ができない。
- ・今年度末までの転出・退職者は3月31日(日)までエルシエロの利用が可能である。
- ・3月22日(金)までに来年度配属職員の名簿を事業統括係へ提出するように。期日を過ぎての提出の場合、切替え作業が遅れるため4月2日以降もエルシエロを利用できない恐れがある。

(住所確認書類について)

- ・運転免許証の自主返納者を対象に交付される「運転経歴証明書」は、公的な本人確認書類として 有効な証明書であるため、区立図書館においても住所確認書類として取り扱う。業務マニュアルは後 ほど修正する。
- 「運転経歴証明書」は有効期限がなく、永年有効として取り扱う。また、住所等の記載事項に変更 があった場合は、警察署等での変更手続きが義務付けられている。

子供事業統括係報告

・ねりま地域文庫読書サークル連絡会50周年記念のプレイベント講演会を、3月3日(日)に光が丘図書館で開催した。次回は7月8日(月)に生涯学習センターホールで講演会を開催する予定である。

各館から

【小竹図書館】案件1件 別添資料のとおり

近くのコンビニで購入したプラスチック製のふた付きコーヒーを、館内に持ち込む利用者をたまに見かける。当館の飲食コーナーは2階に設置されており、ふたが完全に閉まらない容器を手に持っていると階段で転んで中身をこぼしてしまう恐れもある。

飲食コーナーが設置されている他館では、どのように対処されているのか参考にお聞きしたい。 練馬、稲荷山、南大泉図書館は館内に飲食コーナーの設置なし。

(石神井図書館)

当館では1階に8席、2階に24席の飲食コーナーがあるが、特に規制はしていない。

(平和台図書館)

当館も入口すぐ横のスペースに8席の飲食コーナーがあるが、同じく規制はしていない。

(事業統括係長)

入口のすぐ横や2階に飲食コーナーがあると、確かにカウンターからは様子を確認できない。

(関町図書館)

2階の飲食コーナーはよく利用されているが、利用者同士でもマナーを意識して利用してくれているので特に問題視はしていない。ただし、館内でプラスチック製のふた付きコーヒーを手にもって持ち歩く姿を見かけた際にはお声掛けをしている。

(貫井図書館)

正面入口から館内の飲食スペースに行く場合はカウンターや閲覧席付近を必ず通るが、美術の森緑地側の入口から入館されると職員からは確認できない。ただ、仮に中身をこぼされた場合でも、緑地側の動線に汚されて困るような設備は設置していない。

(小竹図書館)

当館では階段で展示等は行っていないが、先月にも館内の階段で転んで負傷した利用者がいる。また会議室にプラスチック製のふた付きコーヒーを持ち込んだ事例もあるため、各館ではどのように対応しているか参考として把握しておきたかった。なお、缶コーヒーのように口が完全に空いているものは注意をしている。

(管理係長)

完全に密閉される容器でなくても、ふたが閉まるものならば飲食コーナーへの持込みは妨げないことと する。

【石神井図書館】

[苦情報告 23 について]

石神井図書館では、利用者インターネットの利用は原則 30 分とし、さらに 30 分の延長を認めた場合でも、新たな利用希望が入った時点で席を譲っていただくようお願いしている。他館の状況を教えてほしい。

(石神井を除く他館)

延長 30 分の時間中に次の利用希望が入った際は予約待ちとして扱っている。次の方が待っているという理由で、延長時間の途中で利用を打ち切ることはない。

(石神井図書館)

業務マニュアルには「次に待っている人がいない場合に限り、もう30分延長可能です。」という記載がされ、どちらにも解釈することができる。原則は30分であるので、「もう30分延長可能」という表現は「あくまで待っている人がいない場合の例外規定」と解するべきではないか。各館での利用状況にもよるところがあると思うが、業務マニュアルの記載については事業統括係と調整が必要と考える。今のところは各館判断にて対応する。

【子供事業統括係】

今月7日にねりまおはなしの会より、おはなし会でのろうそく使用継続に関する要望書が提出された。 現在は対応検討中のため、結論等は来月の館長会で報告する。

3 情報交換その他

各館・係の事業等の予定 別添資料のとおり

異動転出者(担当係・平野係長、練馬・足立館長、南田中・山田館長)より挨拶

次回開催 4月15日(月)午後3時から 光が丘図書館 視聴覚室